

事業計画書
(平成31年度)

社会福祉法人 聖静学園

理念

社会福祉法人聖静学園は、利用者一人ひとりの社会人としての尊厳の保持と発達の保障を基本として、利用者が健康で豊かな生活を送れるように、また、安心して、安定して、安全に地域で生活できるように、利用者主体のサービスの提供に努力します。

そのためには、一人ひとりの障がいを個性として捉え、一人ひとりの障がいの特性を理解すると共に一人ひとりの障がいに応じ、人権に配慮して、以下の施設を運営し事業を展開します。

施設の運営

- ①障害者支援施設 施設入所支援・生活介護「石山センター」(定員 30名)

事業の展開

- ①生活介護事業 生活介護事業所「いしやま」 (定員 38名)
②共同生活援助事業 グループホーム「るあーな」 (定員 7名)
③短期入所事業 障害者支援施設「石山センター」(定員 2名)
④居宅介護事業 居宅介護事業所「フルネス」

事業計画骨子

平成31年度は、近年の障害者総合支援法改正の全面施行、障害福祉サービス報酬改定、障害者基本計画の改定、障害福祉計画の改定と、これから先の障害福祉政策の動向を踏まえて、さらなるサービスの質の向上に向けた取り組みを推進していくこととする。

また、社会福祉全体を見渡すと「地域共生社会」構想など、21世紀型社会福祉構築へ向けての本格的な動きがすでに動き出しており、障害福祉だけでなく、福祉全体に視野を向けておくことが、事業経営者には求められている。

当法人も将来的にどの方向に法人の舵を取っていくのか、様々な動向を見据え、経営面も含めた事業展開に関して検討を重ね、当法人の将来的なビジョンを創造していかなければならず、平成31年度は障害者支援施設「石山センター」の老朽化問題を中心とした具体的な取り組みに着手することとする。

以下を平成31年度の取り組みの重点項目とする。

- 1) 法人の未来・今後のあり方の具体的なビジョンの提示
- 2) 障害者支援施設「石山センター」の具体的な老朽化問題への対応着手
- 3) 短期的な事業展開への取り組み
- 4) 人材の確保・育成と働き方改革の推進
- 5) 利用者の権利擁護と虐待防止に向けた取り組みの推進
- 6) 災害対策の推進

1. 法人本部

(1) はじめに

平成 31 年度は、社会福祉法人聖静学園の設立から 35 年目を迎え、石山センター開設から 35 年目を迎える節目の年度である。

この間、行政や地域社会のニーズに応え、小規模ながら入所 1 施設に加え 4 事業を展開するに至っている。

35 年の間に渡り築き上げられてきた土台の上に、次の 50 年の節目に向けて、今後も求められる役割について応え、社会情勢の変化に呼応した事業の展開をさらに推進していく、ビルドアンドビルドを目指していく。

特に、入所施設の老朽化問題を主とした、法人の未来・今後のあり方の具体的なビジョン、ロードマップの提示の為に、具体的な計画をスタートしていく。

なお、平成 31 年 11 月で法人設立 36 年目、現障害者支援施設石山センター開設 35 年目を迎えるにあたって、毎年 12 月に予定されている法人各事業所合同のクリスマスパーティーに合わせて、記念イベントの開催を予定する。

(2) 事業計画

①法人の未来・今後のあり方の具体的対応

法人は利用者にとって、また職員にとって、広くは地域社会にとって、将来に渡り持続可能な法人運営が求められ、事業の継続・安定的なサービスの提供を続けていかなければならないと考える。

そのための第一歩として、長年の懸案事項であった土地問題に対して、平成 30 年度に現在法人事業を実施している法人貸付地（道有地）を道より購入し、今後の事業展開に対してより大きな自由度を得ており、今後は法人の将来に対する具体的なビジョン、ロードマップを提示していく。

その中でも、入所施設の老朽化問題を主として、将来の事業展開に関して、具体的な検討、計画を重ねていく段階、必要に迫れており、検討委員会（仮称）を設置し取り組んでいく。

②公益的な取組の推進

現在、地域との交流として、地域主催の行事等への参加協力や地域に対するサービスの提供、地域のボランティアの受け入れ、学校の福祉教育に対する教育等を行っており、地域における公共的な活動の取り組みとして、利用者家族への相談支援やボランティア・福祉人材の育成活動等を行っており、過去の取り組みに関する課題を整理し、平成 31 年度もより能動的に継続かつ発展性を求めていく。

地域活動に関して、平成 31 年度はより積極的に環境整備や各種イベント、自主防災訓練等の町内会の行事に参加、協力し交流を深めていく。

③入所施設の老朽化対策

当施設も開設から約 34 年を経過し建物及び設備など様々な面において老朽化が目立ってきており、必要な定期点検の実施および支障が生じる度に修繕等の対応を実施しているが、年々、範囲ならびに規模が大きくなってきている。

優先順位を考え、少なくとも向こう 10 年間は使用するための体制を整えるばかりではなく、加えて、これからますます入所利用者の加齢にともなう身体機能の低下にともなうリスクならびにそれに対応する職員の支援面において、ソフト面に加えて、ハード面の対応に迫られてきており、入所施設の老朽化問題に対する検討委員会（仮称）において、合わせて具体的な対応に取り組んでいく。

平成 31 年度は以下の修繕等の実施を予定する

- ・敷地内駐車場排水桝周り舗装修繕工事(1 箇所)
- ・入所利用者男女トイレ大便器及びフラッシュ弁交換工事(6 箇所)
- ・本体食堂壁及び天井の一部修繕工事

④各地域生活支援事業の展開

当法人が行っている生活介護事業、短期入所事業、居宅介護事業、共同生活援助事業などの地域生活支援事業を利用している利用者数は、施設入所利用者数より多い状況であり、今後は特に在宅生活者らのニーズが高まるのは必然の状況にある。

各利用者のニーズに応じ、相談支援を柱として、家族支援も含め、ケースマネジメントによるトータルな支援により地域生活を円滑に送ることができるよう努めていく。

同時に、各事業の質の向上はもとより、求めに応じ下記のとおり各事業の拡大を目指していきたいと考えている。

[平成 31 年度内]

- ・生活介護事業所における年間計画に基づく土曜日の開所実施
- ・短期入所事業所における利用率の向上
- ・居宅介護事業所におけるサービスの再構築

[平成 32 年度に向けて]

- ・生活介護事業所における定員増

[近い将来に向けて]

- ・相談支援事業所の開設

[将来に向けて]

- ・生活介護事業所におけるいしやまⅠとⅡの統合
- ・グループホームの展開

⑤重度障害者支援加算(Ⅱ)の取得

重度障害者支援加算(Ⅱ)の対象者は障害者支援施設「石山センター」で 25 名、生活介護事業所「いしやま」で 22 名となっている。

算定のための資格要件として、強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)又は行動援護研修の受講が必須であり、石山センター所属職員においては平成 30 年度にほぼ受講を終了しており、算定の基盤ができたため、平成 31 年度は取得に向けた環境を整え、早急に加算を取得していく。

一方、いしやま所属職員においては現在、受講者が数名であるが、現時点で可能な加算の取得ならびに算定に向けた基盤作りに取りかかることとする。

平成 31 年度は新規採用職員を含めた石山センター所属職員全員の受講終了といしやま所属職員の受講率を高めることを目標とする。

⑥働き方改革への着手

職員の労働環境や就労条件に目を向け、現状を把握・整理し、より良い環境作りに向け取り組んでいく。

サービスを提供する職員の健やかな生活の実現が大切であり、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進していくことを念頭に置き、できるところから取り組んでいく。

先ず、平成 30 年度は平成 31 年度に向け人材の確保を最優先し取り組み、平成 31 年度より、休日を現在の 4 週 6 休から 4 週 8 休に改め、年間の休日を現状の 100 日以下から 108 日に引き上げるとともに、働き方改革にある有給休暇義務化、毎年 5 日間の年次有給休暇取得の義務付けに対し、個人が自由に取得できる体制を整えている。

平成 31 年度も求人確保と職員の定着率向上に向け、福利厚生面や処遇面の充実等、さらなる改善に向け取り組んでいく。

⑦職員の処遇改善の着手

現職の職員の永年勤続を可能にするために、福利厚生面や処遇面の改善に着手することが重要であり、最優先課題として、平成 31 年度は下記の面において改善を実施することとし、関係する規則ならびに規程を改定している。

*公休 4 週 6 休を 4 週 8 休に改める

*年次有給休暇

勤続年数 6 ヶ月(所定労働日数の 8 割以上出勤)より 10 日付与していたものを、初年度の年次有給休暇を以下のとおり分割付与することとし、入職に年次有給休暇を 5 日付与し、6 ヶ月継続勤務した時点で残りの 5 日の年次休暇を付与する

*夜勤手当 1 回につき 3,700 円を 5,000 円に改める

*宿直手当 1 回につき 3,700 円を 4,000 円に改める

*早出 1 及び早出 2 手当 1 回につき 500 円支給する(創設)

*看護師オンコール手当 月に定額 10,000 円支給する(創設)

*資格手当 調理師の有資格者に対して月に定額 3,000 円支給する(創設)

⑧人材の確保

新規の職員採用については、求人難の状況は今後も変わらないものと思わ

れる。

平成 30 年度も管理職が中心となり、より積極的に各種学校を中心とした求人活動を繰り返すとともに、積極的に実習生を受け入れ、新規採用者の獲得を目指したが、思ったような結果につながっていない。

また、求人内容に関して、従来は常勤を主としていたが、求職者の生活スタイル等に合わせ勤務時間に配慮した内容も加え、さらに、求人情報社を利用した求人誌およびWEB（ウェブ）求人サイトによる求人を展開してきたが十分な確保には至らず、最終的には、紹介、派遣の利用により予定人員数を確保している。

安定的な人材確保に向け、職員の労働環境や就労条件の改善に取り組むことが急務である。

また、人材の確保の視点より、給食に関しては自前から委託への切り替えも視野に入れていく。

⑨人材の育成

施設職員には常にその社会的使命に沿って専門技術者としての成長が求められる。また、職員の早期離職防止のためにエルダー・メンター制度を導入し、新任の段階からしっかりとサポートしていく体制を整える。

エルダー・メンター職員に対しては早急に研修の機会を提供し専門性を高めていく。

同時に、各部所において定期的に責任者による個別面談を通じたスーパービジョンを実施し、個々人の多角的な面における状態を把握するとともにそれに対するサポートを行っていく。

また、積極的な施設外研修の機会の提供に加え、平成 31 年度も施設内における研修を社会福祉士有資格者が中心となり取り組んでいく。

さらに、各種委員会やミーティング、会議等の活性化と充実を促していく。

⑩職員のメンタルヘルス対策

平成 30 年度は職員のメンタルヘルス対策としてストレスチェックに関する内部研修会を実施している。

平成 31 年度は定期的に職員のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルスの不調リスクを低減させるとともに、検査結果を集团的に分析し、職場環境の改善につなげることに取り組んでいく体制を整えていく。

⑪年度末個別面談の継続

人事考課制度の導入に関しては、職員の能力開発・育成及び処遇の適正化に有効であると考えられるが、総合的に判断し現時点では導入を予定しない。

しかし、各職員が設定した目標に対する達成感が動機付けなりモチベーションの向上につながることを目指し、平成 28 年度から導入した、その年度の目標に対する自己評価と上司評価をベースにした管理職が中心となった個別

面談を様式や形式を見直しながら、平成 31 年度も継続していく。

⑫サービス評価の実施

利用者はその人らしい生活を実現するためにニーズを満たすサービスの提供がある施設やサービス提供者を選べる時代となり、一方、施設やサービス提供者には利用者一人ひとりのニーズを満たすサービスの提供や福祉事業の経営が求められるとともに、利用者一人一人の豊かな生活を実現する質の高いサービスの提供が求められる。

この実現のために、良質かつ適切な福祉サービスを提供するように努めなければならない、当法人で提供されているサービスに対する評価の実施とその継続的な取り組みを行うことにより、さらなるサービスの向上を目指すことが重要である。

平成 30 年度は権利擁護と虐待防止内部研修会に関する内部研修会においてチェックリスト等を導入している。

平成 31 年度は恒常化に向けた体制を整えていく。

⑬法人ホームページの再編

社会福祉法等の一部改正にともない、社会福祉法人制度改革における事業運営の透明性の向上に対して、ホームページを活用し国民一般に情報を公表し、運営の透明性を確保することを目指し、また、ホームページにおいて当法人事業等を広く発信することで、地域社会との双方向の関係性を形成することは、地域からの信頼が得られ、さらには今後の福祉人材や利用者の確保の道につながることを期待し、平成 31 年度は法人ホームページのさらなる充実に向け取り組んでいく。

⑭虐待防止委員会の運営

利用者の安全保障と人権擁護の観点から、適正で健全な支援が提供され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、平成 31 年度は平成 30 年度に実施された組織改革に基づき委員会を見直し、虐待防止体制を再構築し、より活性化させていく。

⑮防犯対策の徹底

平成 30 年度と同様に、地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることを目指しながら、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図ることを目指していく。

平成 30 年度に防犯ならびに避難経路確保の観点から、一部鍵を取り替えているが、平成 31 年度は防犯ならびに防災の観点から施錠のあり方を再度見直していく。

⑯災害対策の徹底

毎年、各地で自然災害が発生しており、非常災害時における対応について、

要配慮利用者である当該施設の利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底に引き続き努めなければならない。

水害および土砂災害に関しては、ハザードマップの確認結果、災害等指定地域に非該当である。

しかし、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震によるブラックアウト（大規模停電）という今までにない経験により、いかなる場合にも事業活動を早く再開し、継続することができるために、平成31年度はBCP（事業継続計画）の策定に着手することとする。

同時に、避難誘導訓練（含通報訓練）を平成30年度と同様に、南区消防署ならびに当法人が契約しているジャパン防災と連携し、協力を得て実施していく。

地域との連携に関しては引き続き模索していく。

2. 障害者支援施設 「石山センター」

(1) はじめに

現時点における利用者ならびに家族からの地域移行の希望や意向は聞かれておらず、引き続き、入所利用者は日中の活動を含め、生涯を通じた生活の場であることを常に念頭に置いたサービスの提供に努める。

利用者が健康で豊かな生活（人生）を送れるように、また、安心して、安定して、安全に生活できるように、利用者主体のサービスの提供に努める。

特に、利用者の安全保障と人権擁護の観点から、適正で健全なサービスが提供され、利用者の自立と社会参加のためのサービスを妨げることのないような体制を構築していく。

また、生活の場としての快適性を求めたサービスの提供に努める。

(2) 事業

①入所支援

障害者支援施設 施設入所支援・生活介護「石山センター」

定員 30 名／現員 30 名 (H31.4.1 現在)

②在宅支援

短期入所事業 障害者支援施設「石山センター」

定員 2 名(H31.4.1 現在)

(3) 事業計画

①職員の専門性の向上

利用者の多くは重度の知的障害のある自閉症者で行動障害が認められている。

自閉症を中心とした行動障害を有する人たちへの支援のスタンダードが確立しつつあり、強度行動障害支援者養成研修及び行動援護研修で学ぶことが可能であり、全ての現任職員において平成 30 年度に受講を終了している。

平成 31 年度も新任職員に対して積極的な研修の受講を進めていく。

平成 31 年度は重度障害者支援加算算定のための人員配置を整え、指示書に基づき、より専門性を持った適切、有効な支援を実践していく。

また、当施設においても、改めて自閉症及び強度行動障害の理解と対応等を学び、その理念とアイデアを日常の支援に活かすことにより、職員の専門性の向上とそれが虐待防止と権利擁護に通じることを念頭に置き、引き続き積極的に自閉症関連の研修受講等を勧めていく。

②個別支援計画の作成行程の見直し

利用者および家族の希望や意向をしっかりと踏まえることを前提に、利用

者ができないことや問題行動ばかりに着目するのではなく、エンパワメント支援、本人中心主義、ストレングスモデル及び ICF の視点など、従来からの社会福祉援助技術とその考え方を改めて学びながら、個別支援計画の質の向上を求めていく。

平成 31 年度の支援計画より、作成行程(プロセス)の見直しに着手し、策定会議と利用者ならびに家族との面談の充実に取り組み、希望や意向をしっかりと受け止め、反映させていく。

③利用者の安全・安心の保障

平成 30 年度は平成 29 年度の反省をもとに、勤務ならびに業務や職員配置等の職員体制を見直し、従来の 7:30 からの早出に加え、6:30 からの早出を創設し早朝の時間帯の職員数の増員している。

また、夜勤の勤務時間と業務、休憩時間を見直し、夜間支援における見守りと定時の見回り（安否確認）を徹底している。

また、平成 30 年度より生活環境チェックを行っており、平成 31 年度も継続し、軽度は勿論のこと、生命に係わる重篤な怪我や事故に発展しないように、事前にしっかりとした対策を取っていく。

④利用者の重度化・高齢化に向けた取り組み

利用者の加齢にともなう老化現象として、近年、身体機能の低下や認知機能の更なる低下、様々な疾患に対する罹患率の増加にともなう通院頻度の高さが目立ってきており、利用者に対する支援に加え介護（スキル）の重要性が高くなっており、看護師の負担も年々増加している。

利用者の安全・安心を最優先した日課、健康維持を目的とした日中活動など多くの見直しに迫られており、しっかりとした対策を取っていく。

⑤権利擁護の取り組み

利用者支援に携わる福祉職としての専門性の核心は権利擁護である。

支援者として行う権利擁護は利用者の側に立ち、利用者の心に寄り添い、利用者の心の声をしっかりと受け止め、それを他者や社会に対して代弁する活動に他ならない。

本人及び家族への十分な説明のもとに利用者支援を提供していくとともに、人としての尊厳を大切にするための意志決定支援にも引き続き力を注いでいく。

また、平成 30 年 10 月より実施している支援の振り返りチェックリストならびに権利擁護に関する内部研修会を平成 31 年度も継続していくことで、個々の職員はもちろんのことチームとして、利用者の権利を尊重した、より良い支援の実現を目指していく。

⑥健康管理の徹底

利用者の高齢化問題に付随して、健康管理の徹底が上げられる。

特に、自分の身体の変化（不調）を適切に伝えることが難しい多くの重度の利用者に対して、異常の早期発見と予防的対応が重要となり、その為には日々の観察と標準化された検査を継続して実施していく。

その為に、体重計、体温計、血圧計に加えパルスオキシメーター(酸素濃度測定器)を用意している。

平成 31 年度も各週の体重測定、各利用者のバイタルサインチェック、年二回の健康診断、インフルエンザ予防接種等を引き続き実施していく。

また、インフルエンザならびにノロウイルス等の感染症に関しては、継続的に内部研修を実施し、マニュアルに基づき予防ならびに対処、拡大防止に努め、感染症対策委員が中心となり必要な措置を講じていく。

⑦食事における個別配慮と生活の質（QOL）の向上

利用者の高齢化にともなう咀嚼や嚥下等の機能低下や口腔内の状態悪化による肺炎等のリスク増加に対して、改めて個々の利用者の状態把握にともなう個別配慮を一步進めることが重要になってきている。

また、糖尿病等の疾患に対する個別配慮も見られてきている。

これらに対して、平成 31 年度も栄養士が中心となって、調理員や看護師、支援員等の連携のもと、摂食機能や疾病に適した食事提供や食事支援の在り方、自助具や福祉用具の導入等に検討を加えていく。

また、食事は栄養補給の目的以外に、季節を感じ味や香りを楽しみ食べることで、心理的な満足感を得るという役割を担っており、高齢化、介護度の重度化が進む中でも、豊かな食事の提供のため、食事イベントを充実させていくこととし、現在行われているイベントを継続し、発展性を求めると同時に、安全に美味しく食べて頂く為に専門性を活かし多職種での連携を取っていく。

今後も食を通じた関わりを持ち、生活意欲を引き出すことで、利用者の QOL の向上に繋げていくことに努める。

⑧社会参加の促進

平成 31 年度も引き続き、個々のニーズに基づいて全体ならびに目的別グループや個別にグルーピングして行事や外出等の社会参加の機会を計画的に企画し、提供していく。

生活施設と言うことを念頭に置き、利用者によりハリのある生活環境を提供していくとともに地域資源の活用や地域社会との交流も継続して取り組んでいく。

全体行事としての石山祭・日帰り旅行・クリスマスパーティーなども継続して実施していくが、利用者や家族の声に耳を傾け反映させていく。

特に、社会見学に関しては、平成 31 年度も入所と通所を分けた実施を予定する。

⑨思い出作り

利用者の年齢および今後の展望等を考えると、支援において人生と言う視点がキーワードになってくると考える。

その中で、一人ひとりの利用者にとって、その日、その時間を、イキイキと楽しく過ごせるように支援することは勿論のこと、仲間や家族と楽しい記憶を共有することができる特別な機会や場面を提供していくことも大切であると考え、具体的な取り組みを実施していく。

⑩家族の高齢化への対応

利用者の加齢に加えて、家族の高齢化問題が顕著に現れてきており、家族自身や家族を取り巻く家庭環境等に大きな変化が生じてきている。

この変化の把握ならびに家族とのコミュニケーションの取り方や対応に工夫の必要性が生じてきている。

また、このような状況の中で外泊や外出等の家族との交流の機会に変化が生じてきており、家族と共に見直す必要に迫られてきている。

このように年々、家族支援が重要な要素となってきたことを再認識し、平成 31 年度はさらに一步踏み込んだ支援を実施していく。

3 生活介護事業所 「いしやま」

(1) はじめに

生活介護事業所いしやまの利用者の多くは、合わせて、当法人の短期入所、居宅介護、共同生活援助などのサービスを利用しており、サービス利用計画書に基づき、包括的にサービスをマネジメントし提供されており、特に地域で生活している重度者に対しては非常に有効的な強みであり、当該事業所におけるサービスの充実とともに、今後もこれを最大限に活かしていく。

(2) 事業

生活介護事業 生活介護事業所「いしやま」

定員 38名／現員 39名（前年同月比+4名）（H31.4.1 現在）

いしやまⅠ 19名（前年同月比+3名）

いしやまⅡ 20名（前年同月比+1名）

(3) 事業計画

①年間計画に基づく月に最低一度の土曜日の開所実施

地域で生活している利用者及びその家族にとって、現在の生活を維持していくために、当該事業所に対するニーズに応じていくことが重要となってくる。

その中でも、休日の利用のニーズは高く、補完的なサービスとして短期入所や居宅介護事業所が提供しているが、実際のサービスの利用には制限が生じている。

支給量(日数)を考えると、年間計画に基づき月に最低一度の土曜日の開所を実現することで、少しでもニーズに寄与することになると考える。

実施に際しては、普段とは少し違った感じの活動やイベントを計画し、みんなが楽しんで参加できる行事やイベントを取り組んでいくことを考える。

②いしやまⅠとⅡの統合

旧法において、いしやまⅠは通所部として石山、いしやまⅡは通所分場として中の島に位置し、それぞれが独立していた。

現在は新法となり、生活介護事業所として双方が石山に位置しており、指定上はいしやまとなっているが、旧法の流れもあり、実際の支援においてはいしやまⅠといしやまⅡに分離してサービスが提供されている。

将来的な面を考えると、いしやまⅠといしやまⅡを統合することで、組織的にもより効率的、有効的にサービスを提供できるものと考えている。

統合の為には多くの課題を抱えているが、引き続き統合に向けて取り組んでいくこととする。

③利用者に対するケースマネジメントの強化

当法人が行っている生活介護事業、短期入所事業、居宅介護事業、共同生活援助事業などの地域生活の為の支援事業を利用している利用者数は、施設入所利用者数より多い状況である。

各利用者のニーズに応じ、相談支援を柱として、家族支援も含め、ケースマネジメントによるトータルな支援により地域生活を円滑に送ることができるよう努めていく。

そのために、サービス利用計画書に基づく、各サービスにおける個別支援計画書を充実していくこととする。

④日中活動の充実

事業所は重度の障害のある人たちが集い、仲間と一緒に充実した時間を過ごす為の貴重な場であり、活動センター的な役割となっている。

活動に関しての集団性は否定できず、ニーズの最大公約数となるが、個々のニーズを踏まえた多領域に渡る活動を提供することが重要であり、活動の多様性と内容の充実が望まれる。

同時に、満足、安心して利用を継続できるように、各利用者及び家族のニーズを踏まえたサービスの提供に努めていく。

より個別のニーズに対しては、補完的にフルネスの利用を継続して利用していく。

⑤自宅までの送迎実施の継続

平成30年度より、利用者が少しでも長く、安心して利用することができ、利用者自身の身体的問題や家族の負担等に目を向け、家族が事業所を選ぶ、利用を続けるための大きな要因となっていることから、来所・退所時の送迎を事業所と真駒内駅および藤野生協の両拠点間から原則、自宅までに変更しており、結果、利用率の向上に結び付いている。

実施に際しては、冬期間の送迎に加え、職員の勤務や業務、利用者の日課等々に多くの課題を抱えているが、引き続き一つひとつ向き合っていくこととする。

⑥利用者の確保と今後の展望

平成30年度は3名欠員の中、特別支援学校より実習生を積極的に受け入れた結果、平成31年度は今春卒業の4名（内1名は利用率で調整）の利用が決まっており、欠員状態は解消されている。

当生活介護利用者の多くが知的障害をとともなう重度の自閉症であり、受け入れに際しては限られた環境において、対人関係等に細心の注意を払わなければならないが、今後の利用に関して、重度者の特別支援教育後の日中活動の場としての期待が高いことが確認されており、近年の見学者の動向を考慮すると、今後の定員増に関する検討が望まれている。

さらに、各利用者に対するサービスの中立性及び公平性を担保し、サービ

ス利用計画書の作成にあたる相談支援事業所の開設、家庭以外の生活の場としてのグループホームの展開に関して継続して検討を加えていく。

4. 居宅介護事業所 「フルネス」

(1) はじめに

現在、障害福祉サービスの行動援護と地域生活支援事業の移動支援を主に提供している。

利用者の多くは当法人の利用者（生活介護いしやま・グループホームるあーな）であり、社会参加に対する個々のニーズも高く、地域生活を送る上で本人及び家族にとって貴重なサービスとなっている。

また、当該生活介護・グループホームのサービスに対する補完的な役割も果たしている。

(2) 事業

居宅介護事業 居宅介護事業所「フルネス」

契約者 35 名（前年同月比－1 名）（H31.4.1 現在）

障害福祉サービス 行動援護 契約者 15 名（前年同月比±0 名）

地域生活支援事業 移動支援 契約者 20 名（前年同月比－1 名）

(3) 事業計画

①内部ヘルパーの廃止にともなうサービス体系の是正と再構築

内部ヘルパー（法人職員有資格者）に関しては、より専門性を要する重度の利用者に対するサービスにおいて有効性が発揮され、本人及び家族の安心感につながっており、この形をフルネスの開設以来14年に渡り実施していたが、平成30年度の札幌市実地指導監査において指導を受けたため、平成31年1月以降は専任スタッフと外部ヘルパーによるサービスを原則とすることに改めている。

平成31年度はさらなるサービスの効率化を求め、サービスを再構築していく。

②専任スタッフ及び外部ヘルパーの確保

外部ヘルパーに関しては、現在(H31.4.1)の登録者3名（前年同月比－1名）の高齢化及び稼働可能時間の制約を考えると、新たな登録者の確保が望まれ、また、内部ヘルパー廃止にともない専任スタッフの確保が望まれ、引き続き求人活動を行っていく。

③現利用者に対するサービスの維持

現在、事業所として提供することができるサービス量を考え、当法人の利用者を中心としてサービスを提供している。

当事業所の地域資源のひとつとしての役割を理解しつつも、継続して優先

的に当法人の利用者が地域生活を送る上で必要なサービスを個々のニーズに合わせて提供していく。

④他部所との連携の強化

当法人の利用者が中心の為、その多くが日中活動の場として当法人の生活介護いしやまおよび生活の場としてグループホームるあーなを利用しており、双方で得られた情報を各事業所間で伝達、共有し、それぞれのサービスに活かししっかり連携を取っていく。

⑤スタッフ・ヘルパーの専門性の向上

行動援護は移動支援に比べて報酬単価が高く、現在、契約者の半数以上を占めている。

重度の利用者が対象となる為、高い専門性が要求され、今後も継続して行動援護のサービスを提供する為に、すでにスタッフおよびヘルパーに関して行動援護従事者養成研修を受講済みであるが、さらに専門性の向上に向けた取り組みを進めていく。

5. グループホーム 「るあーな」

(1) はじめに

世話人二名体制ならびに夜間支援体制（宿直者の配置）の維持により、24時間 365 日の切れ目のないきめ細やかな支援体制を維持することができている。

利用者が健康で豊かな生活（人生）を送れるように、また、安心して、安定して、安全に生活できるように、利用者主体のサービスの提供に努める。

また、本体施設石山センターと近い距離に位置し、いつでも必要な支援をタイムリーに提供、利用することができ、利用者及び家族の安心につながっている。

今後、事業的な展開を考えると、一部利用者の高齢化対策と利用者の生活の場としてのニーズへの対応が重要な要素になるものと思われる。

(2) 事業

共同生活援助事業 グループホーム「るあーな」

定員 7 名／現員 7 名（H31.4.1 現在）

(3) 事業計画

①安定的な支援体制の確保

平成 30 年度に世話人の二名体制は変わらないが、常勤に加えてもう一名を法人の他事業所職員を兼務で配置していたが、専任のパート職員を雇用することができ、柔軟性を持ってより安定的な世話人の配置が可能となっている。

平成 31 年度は生活支援員においては、従来の配置に加えて、恒常的に土・日曜日及び祝祭日の日中に法人の他事業所職員を兼務で配置し、より安定的な休日の支援体制が可能となっている。

②本体施設との連携の強化

生活支援員及び宿直者は生活介護いしやまの担当職員が兼務することで、統一、継続した支援を専門的に提供しており、この有効性を今後も継続して行っていく。

また、本体施設石山センターと近い距離に位置し、いつでも必要な支援をタイムリーに提供、利用することができ、人的・物的両面において連携をさらに深めていく。

③就労・雇用の継続維持

対象利用者 3 名の年齢は 64 歳、53 歳、50 歳となっており、加齢にともなう老化の問題が徐々に感じられ始めている。

現在、2名が就労しており、日中活動の場としてまた現在の生活の生計維持の為に、就労の維持は不可欠となっており、その為には継続した就労支援、特に職場調整を行っていくと同時に、就労を中心とした生活習慣の維持、健康管理、金銭管理等の日常生活の管理、余暇活動などに対して細やかな支援を継続していく。

また、1名が平成29年度に事情により職場を退職しており、求職活動中であり、現在は生活介護事業所いしやまを利用し、施設内実習を通して就職に向けた支援を受けおり、将来的に再就職を目指していく。

④生活の安定維持と質の向上

4名が共に障害程度は重度の分類に属するが、新しい生活、環境にも慣れ、落ち着いた生活を送ることができており、生活の場所としての役割に加えて、日中活動の場所とし生活介護事業所いしやま、社会参加として居宅介護事業所フルネスを包括的に利用した生活を送っている。

その中で、グループホームにおけるサービスの質の向上が求められ、今後は独自の家庭的なイベントを積極的に提供していくとともに、グループホーム内における余暇の充実に向けた支援を提供していく。

同時に、将来を見据えて現在家族が担っている役割を整理して行き、より事業所が主体となることのできるような体制を整え、その役割を果たしていく。

⑤利用者の健康維持の向上

入所利用者と同様に、生活の場であることを踏まえると、健康管理の徹底があげられる。

特に、自分の身体の変化（不調）を適切に伝えることが難しい利用者に対して、異常の早期発見と予防的対応が重要となり、その為には日々の観察と標準化された検査の実施が重要となる。

今後も定期的な体重測定や健康診断、インフルエンザ予防接種等に加えて、個々のニーズに応じたバイタル測定等の実施を継続して行っていく。

また、家族はもとより、本体施設石山センターの看護師との連携のもと、医療的な相談や必要に応じた対応の実施も継続して行っていく。

⑥付加的な機能の継続検討

現在、一部屋が空き部屋として存在し、有効活用として一名の定員増や短期入所、体験利用としての活用が考えられるが、実施に際しては支援体制等の多くの課題が考えられる。

現在は利用者の生活及び支援を最優先して考えているが、この点についても継続して検討を加えていく。